

<p>(11) 研究責任者は、研究機関の長に対して、ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について、随時報告するものとし、また、少なくとも1年に1回、定期報告文書で報告しなければなりません。</p> <p>(12) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究において重大な事象が発生した場合には、研究機関の長及び総括責任者に対し、速やかに報告しなければなりません。また、研究責任者は、研究機関の長及び総括責任者の指示を受ける前に、必要に応じ、当該臨床研究の中止その他の暫定的な措置を講じることができる。</p> <p>(13) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究により期待される利益よりも不利益が大きいと判断される場合には、当該臨床研究を中止しなければなりません。また、ヒト幹細胞臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を終了しなければなりません。</p> <p><編制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を終了するまでの間、当該臨床研究に関する国内外における学会発表、論文発表等の情報（以下「発表情報」という。）について把握しておくとともに、把握した発表情報を研究機関の長に報告することが望ましい。 2 研究責任者は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合は、当該他の研究機関の研究責任者に対し、把握した発表情報を報告することが望ましい。 3 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を中止し、又は終了した場合は、その旨を研究機関の長に報告しなければなりません。 <p>(14) 研究責任者は、研究機関の長又は総括責任者から指示があった場合には、適切かつ速やかに措置を講ずるとともに、その措置について研究機関の長及び総括責任者に報告しなければなりません。</p> <p>(15) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究の中止又は終了後速やかに総括報告書を作成し、研究機関の長及び総括責任者に提出しなければなりません。</p> <p>(16) 研究責任者は、総括報告書に次の事項を記載しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞臨床研究の名称 ② ヒト幹細胞臨床研究の目的及びその実施計画 ③ 研究責任者及びその他の研究者の氏名 ④ 研究機関の名称及びその所在地 ⑤ ヒト幹細胞臨床研究の実施計画 ⑥ ヒト幹細胞臨床研究の結果及び考察 ⑦ ヒト幹細胞臨床研究終了後の追跡調査の方法 ⑧ その他必要な事項 <p><編制></p> <p>⑧に規定するその他の必要な事項は、例えば重大な事象が発生した場合の対応方法等である。</p> <p>(17) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究終了後においても、有効性及び安全性の確保の観点から、治療による効果及び副作用について適当な期間の追跡調査その他の必要な措置を行うよう努めなければなりません。また、その結果については、研究機関の長及び総括責任者に報告しなければなりません。</p> <p><編制></p> <p>形質又は形質を有するヒト幹細胞に由来する細胞の発生が認められる場合には、異種の細胞が混入される。</p> <p>(18) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究終了後においても、当該臨床研究の結果により得られた最新の予防、診断及び治療を被験者が受けることができるよう努めなければなりません。</p> <p>(19) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録を良好な状態の下で、総括報告書を作成した日から少なくとも10年間保存しなければなりません。</p>	<p>(11) 研究責任者は、研究機関の長に対して、ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について、随時報告するものとし、また、少なくとも1年に1回、定期報告文書で報告しなければなりません。</p> <p>(12) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究において重大な事象が発生した場合には、研究機関の長に対し、速やかに報告しなければなりません。また、研究責任者は、研究機関の長の指示を受ける前に、必要に応じ、当該臨床研究の中止その他の暫定的な措置を講じることができる。</p> <p>(13) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究により期待される利益よりも不利益が大きいと判断される場合には、当該臨床研究を中止しなければなりません。また、ヒト幹細胞臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を終了しなければなりません。</p> <p><編制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を終了するまでの間、当該臨床研究に関する国内外における学会発表、論文発表等の情報（以下「発表情報」という。）について把握しておくとともに、把握した発表情報を研究機関の長に報告することが望ましい。 2 研究責任者は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合は、当該他の研究機関の研究責任者に対し、把握した発表情報を報告することが望ましい。 3 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を中止し、又は終了した場合は、その旨を研究機関の長に報告しなければなりません。 <p>(14) 研究責任者は、研究機関の長から指示があった場合には、適切かつ速やかに措置を講ずるとともに、その措置について研究機関の長に報告しなければなりません。</p> <p>(15) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究の中止又は終了後速やかに総括報告書を作成し、研究機関の長に提出しなければなりません。</p> <p>(16) 研究責任者は、総括報告書に次の事項を記載しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞臨床研究の名称 ② ヒト幹細胞臨床研究の目的及びその実施計画 ③ 研究責任者及びその他の研究者の氏名 ④ 研究機関の名称及びその所在地 ⑤ ヒト幹細胞臨床研究の実施計画 ⑥ ヒト幹細胞臨床研究の結果及び考察 ⑦ ヒト幹細胞臨床研究終了後の追跡調査の方法 ⑧ その他必要な事項 <p><編制></p> <p>⑧に規定するその他の必要な事項は、例えば重大な事象が発生した場合の対応方法等である。</p> <p>(17) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究終了後においても、有効性及び安全性の確保の観点から、治療による効果及び副作用について適当な期間の追跡調査その他の必要な措置を行うよう努めなければなりません。また、その結果については、研究機関の長に報告しなければなりません。</p> <p>(18) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究終了後においても、当該臨床研究の結果により得られた最新の予防、診断及び治療を被験者が受けることができるよう努めなければなりません。</p> <p>(19) 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録を良好な状態の下で、総括報告書を作成した日から少なくとも10年間保存しなければなりません。</p>
---	---

<p>(10) 研究責任者の個人情報保護に関する責務は、次のとおりとする。</p> <p>① 保有個人情報の安全管理が図られるよう、当該保有個人情報を取り扱う研究者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><編制></p> <p>研究責任者は、研究機関の長が保有個人情報を厳重に管理する手続、体制等を整備するに当たり、これに協力しなければならない。</p> <p>② 保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、取扱いを委託された保有個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><編制></p> <p>②に規定する必要かつ適切な監督は、例えば委託契約において、委託者が定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該契約が遵守されていることを確認することである。</p> <p>③ 保有個人情報に關し、次に掲げる事項について、被験者等の知り得る状態（被験者等の求めに応じて適当な回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該臨床研究に係る研究者等の氏名又は研究団体の名称 二 すべての保有個人情報の利用目的。ただし、編制で規定する場合を除く。 <p><編制></p> <p>③に規定する編制で規定する場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 (3) 国の機関又は地方公共団体の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取扱いの状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 <p>三 開示等の求めに応じる手続</p> <p>四 苦情の申出先及び問い合わせ先</p> <p>④ 被験者等又は代理人から、当該被験者等が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により当該保有個人情報を開示しなければなりません。</p> <p>また、当該被験者等が識別される保有個人情報が存在しないときには、その旨を知らなければなりません。</p> <p>ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 研究者等の当該臨床研究に係る業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 他の法令に違反することとなる場合 <p>また、開示を求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません。</p> <p>なお、他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合に</p>	<p>(10) 研究責任者の個人情報保護に関する責務は、次のとおりとする。</p> <p>① 保有個人情報の安全管理が図られるよう、当該保有個人情報を取り扱う研究者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><編制></p> <p>研究責任者は、研究機関の長が保有個人情報を厳重に管理する手続、体制等を整備するに当たり、これに協力しなければならない。</p> <p>② 保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、取扱いを委託された保有個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><編制></p> <p>②に規定する必要かつ適切な監督は、例えば委託契約において、委託者が定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該契約が遵守されていることを確認することである。</p> <p>③ 保有個人情報に關し、次に掲げる事項について、被験者等の知り得る状態（被験者等の求めに応じて適当な回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該臨床研究に係る研究者等の氏名又は研究団体の名称 二 すべての保有個人情報の利用目的。ただし、編制で規定する場合を除く。 <p><編制></p> <p>③に規定する編制で規定する場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 (3) 国の機関又は地方公共団体の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取扱いの状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 <p>三 開示等の求めに応じる手続</p> <p>四 苦情の申出先及び問い合わせ先</p> <p>④ 被験者等又は代理人から、当該被験者等が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により当該保有個人情報を開示しなければなりません。</p> <p>また、当該被験者等が識別される保有個人情報が存在しないときには、その旨を知らなければなりません。</p> <p>ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 研究者等の当該臨床研究に係る業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 他の法令に違反することとなる場合 <p>また、開示を求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません。</p> <p>なお、他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合に</p>
--	--

は、当該法令の規定によるものとする。

⑤ 保有個人情報のうち、診療情報を含むものを開示する場合には、「診療情報の提供等に関する指針の実定について」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知）の規定するところによるものとする。

⑥ 被験者等又は代理人から、保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「内容の訂正等」という。）を求められた場合であって、当該求めが適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければならない。

ただし、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止については、多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、被験者等の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑦ 被験者等又は代理人からの保有個人情報の訂正等の求めの全部又は一部について、その措置をとる旨、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

⑧ 被験者等又は代理人に対し、保有個人情報の開示等の求めに関して、当該保有個人情報特定に足る事項の開示を求めることができる。この場合において、被験者等又は代理人が容易かつ明確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他被験者等又は代理人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

<補則>

研究責任者は、開示等の求めに対して、一元対応ができるような手続等を定めるなど、被験者等及び代理人の負担をできるだけ軽減するような措置を講ずるよう努めなければならない。

(21) 研究責任者は、(2)から(20)までに定める業務のほか、ヒト幹細胞臨床研究を総括するに当たって必要な措置を講じなければならない。

(22) 採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の機関で実施するヒト幹細胞臨床研究において研究責任者が総括する場合には、その他の研究責任者は(8)に定める登録を総括責任者に依頼することができる。

4. 総括責任者の責務等

(1) 採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の機関で実施するヒト幹細胞臨床研究において、総括責任者は1件のヒト幹細胞臨床研究について1名とする。

(2) 総括責任者は、研究責任者の責務を行うとともに、その他の研究責任者から依頼された(8)に定める臨床研究計画の登録を代表して行うことができる。その場合、当該臨床研究を行うすべての臨床研究機関に関する情報の登録内容に記載されなければならない。

(3) 総括責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を実施、継続又は変更するに当たり、(2)の検討の結果を踏まえて、研究遂行に必要な体制を整え、あらかじめ当該臨床研究の実施計画を作成し、研究機関の長の許可を受けなければならない。

(4) 総括責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を総括し、他の研究責任者に必要な指示を与えるとともに、調査、教育及び研修を行わなければならない。

(5) 総括責任者は、ヒト幹細胞臨床研究において重大な事象が発生した場合には、研究機関の長及びすべての研究責任者に対し、速やかに関報しなければならない。

は、当該法令の規定によるものとする。

⑤ 保有個人情報のうち、診療情報を含むものを開示する場合には、「診療情報の提供等に関する指針の実定について」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知）の規定するところによるものとする。

⑥ 被験者等又は代理人から、保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「内容の訂正等」という。）を求められた場合であって、当該求めが適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければならない。

ただし、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止については、多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、被験者等の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑦ 被験者等又は代理人からの保有個人情報の訂正等の求めの全部又は一部について、その措置をとる旨、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

⑧ 被験者等又は代理人に対し、保有個人情報の開示等の求めに関して、当該保有個人情報特定に足る事項の開示を求めることができる。この場合において、被験者等又は代理人が容易かつ明確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他被験者等又は代理人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

<補則>

研究責任者は、開示等の求めに対して、一元対応ができるような手続等を定めるなど、被験者等及び代理人の負担をできるだけ軽減するような措置を講ずるよう努めなければならない。

(20) 研究責任者は、(2)から(19)までに定める業務のほか、ヒト幹細胞臨床研究を総括するに当たって必要な措置を講じなければならない。

らない。また、総括責任者は、研究機関の長の指示を受ける前に、必要に応じ、当該臨床研究の中止その他の暫定的な措置を講じることができる。

(6) 総括責任者は、ヒト幹細胞臨床研究を総括するに当たって、その他の必要な措置を講じなければならない。

5. 研究機関の長の責務

(1) 倫理的配慮等の取組

研究機関の長は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究が、倫理的、法的又は社会的問題を引き起こすことがないよう、当該研究機関の研究者等（研究機関の長を除く。）に対し、当該臨床研究を実施するに当たり、被験者等の個人の尊厳及び人権を尊重し、個人情報保護を確保しなければならないことを周知徹底しなければならない。

(2) 倫理審査委員会等の設置

ヒト幹細胞の移植又は投与を行う研究機関の長は、実施計画書のこの指針に対する適合性その他ヒト幹細胞臨床研究に關し必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。また、ヒト幹細胞の採取を行う研究機関又は移植機関の長にあっては、倫理審査委員会に準ずる委員会を設置しなければならない。

<補則>

(2)に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会は、研究機関に既に設置されている類似の委員会をこの指針に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会と適合するよう再編することによって可能であり、その名称の知照を要しない。

(3) ヒト幹細胞臨床研究の実施等の許可

研究機関の長は、3(5)又は4(3)の規定によりヒト幹細胞臨床研究の実施又は重大な変更であって総則で規定する場合（以下「実施等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、まず倫理審査委員会又は倫理審査委員会に準ずる委員会（以下「倫理審査委員会等」という。）の意見を聴き、次に厚生労働大臣の意見を聴いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に關する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から実施等が適当でない旨の意見を述べられたときは、当該臨床研究については、その実施等を許可してはならない。

なお、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から留意事項、改善事項等について意見を述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定しなければならない。

<補則>

(3)に規定する重大な変更であって総則で規定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の採取及びその採取、調製及び移植又は投与方法について変更する場合とする。

(4) ヒト幹細胞臨床研究の継続等の許可

研究機関の長は、3(5)又は4(3)の規定によりヒト幹細胞臨床研究の継続又は軽微な変更であって総則で規定する場合（以下「継続等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の継続等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に關する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長

4. 研究機関の長の責務

(1) 倫理的配慮等の取組

研究機関の長は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究が、倫理的、法的又は社会的問題を引き起こすことがないよう、当該研究機関の研究者等（研究機関の長を除く。）に対し、当該臨床研究を実施するに当たり、被験者等の個人の尊厳及び人権を尊重し、個人情報保護を確保しなければならないことを周知徹底しなければならない。

(2) 倫理審査委員会等の設置

ヒト幹細胞の移植又は投与を行う研究機関の長は、実施計画書のこの指針に対する適合性その他ヒト幹細胞臨床研究に關し必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。また、ヒト幹細胞の採取を行う研究機関又は移植機関の長にあっては、倫理審査委員会に準ずる委員会を設置しなければならない。

<補則>

(2)に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会は、研究機関に既に設置されている類似の委員会をこの指針に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会と適合するよう再編することによって可能であり、その名称の知照を要しない。

(3) ヒト幹細胞臨床研究の実施等の許可

研究機関の長は、3(5)の規定により研究責任者からヒト幹細胞臨床研究の実施又は重大な変更であって総則で規定する場合（以下「実施等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、まず倫理審査委員会又は倫理審査委員会に準ずる委員会（以下「倫理審査委員会等」という。）の意見を聴き、次に厚生労働大臣の意見を聴いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に關する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から実施等が適当でない旨の意見を述べられたときは、当該臨床研究については、その実施等を許可してはならない。

なお、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から留意事項、改善事項等について意見を述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定しなければならない。

<補則>

(3)に規定する重大な変更であって総則で規定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の採取及びその採取、調製及び移植又は投与方法について変更する場合とする。

(4) ヒト幹細胞臨床研究の継続等の許可

研究機関の長は、3(5)の規定により研究責任者からヒト幹細胞臨床研究の継続又は軽微な変更であって総則で規定する場合（以下「継続等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の継続等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に關する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長

<p>は、倫理審査委員会等から継続等が適当でない意見が述べられたときは、当該臨床研究については、その継続等を許可してはならない。</p> <p>なお、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見が述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の継続等の許可又は不許可を決定しななければならない。</p> <p><趣旨></p> <p>1 (3)に規定する経費の変更であって継続で決定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の種類及びその採取、調製及び移植又は投与の方法に係る変更以外の事項について変更する場合とする。</p> <p>2 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、当該臨床研究の実施計画書について、それぞれの研究機関に設置された倫理審査委員会等の意見を聴いて、許可又は不許可を決定しななければならない。</p> <p>3 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、倫理審査委員会等の意見を聴くに当たっては、当該他の研究機関における審査の状況、インフォームド・コンセントの取得状況等の情報を倫理審査委員会等に提供しななければならない。</p> <p>(5) 重大な事象における措置</p> <p>① 研究機関の長は、3(1)②の規定より研究責任者から重大な事象が報告された場合は、原因の分析を含む対応方針につき、速やかに倫理審査委員会等の意見を聴き、研究責任者に対し、中止その他の必要な措置を講じるよう指示しななければならない。なお、必要に応じ、倫理審査委員会等の意見を聴く前に、研究機関の長は、研究責任者に対し、中止その他の暫定的な措置を講じるよう、指示することができる。</p> <p>② 採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の施設で実施するヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、研究機関の長は、3(1)②又は4(5)の規定により重大な事象が報告された場合には、①に掲げるすべての措置を講じようとして当該ヒト幹細胞臨床研究を実施するすべての研究機関の長に対して、重大な事象及び類似した措置等について周知しななければならない。なお、すべての研究機関の長は共同で(6)から(12)までの責務を行わなければならない。</p> <p>(6) 研究責任者からの報告等</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究の進行状況、重大な事象及び報告報告書について、研究責任者から適切な報告を受けるとともに、必要に応じ、聴取することができる。</p> <p>(7) 倫理審査委員会等への報告</p> <p>研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>① ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について、研究責任者から報告を受けた場合、速やかに倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。</p> <p>② 8(2)②の規定により、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見が述べられた場合、これについて講じた改善等の措置について、倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。</p> <p>③ 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに倫理審査委員会等に提出すること。</p> <p>(8) 厚生労働大臣への報告</p> <p>研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>① ヒト幹細胞臨床研究における重大な事象について、倫理審査委員会等の意見を受け、その原因を分析し、研究責任者に中止その他の必要な措置の指示を与えた上で、厚生労働大臣に速やかに報告すること。</p> <p>② 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(9) 研究責任者への指示</p> <p>研究機関の長は、倫理審査委員会等若しくは厚生労働大臣の意見を受け、又は必要に応じ、研究責任者に対して改善、中止、調査の実施その他の必要な措置を講じるよう、指示するものとする。</p> <p>なお、倫理審査委員会等から当該臨床研究を中止するべきである旨の意見を述べられたときは、その中止を指示しななければならない。</p> <p>(10) 記録等の保存の体制整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録等を、研究責任者が良好な状態で保存できるよう、必要な体制を整えなければならない。</p> <p>(11) 実施計画書の公開</p> <p>研究機関の長は、実施計画書及びヒト幹細胞臨床研究の成果を公開するよう努めるものとする。</p> <p>(12) 研究体制の整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たり、適切な研究体制を整備しななければならない。</p> <p>(12) 厚生労働大臣への報告等の委任</p> <p>採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の施設で実施するヒト幹細胞臨床研究において、(3)の規定により厚生労働大臣の意見を聴く場合、又は、(8)②の規定により厚生労働大臣への報告をする場合には、総括報告書からの申請等をうけた研究機関の長は、その他の研究機関の長の委任を受けて、複数の研究機関を代表して報告等を行うことができる。</p> <p>5. 組織の代表者等の責務</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する責務</p> <p>① 研究機関を有する法人の代表者、行政機関の長等（以下「組織の代表者等」という。）は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにしなければならない。</p> <p>② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に関し、適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機関の長に対し、監督上必要な指示をすることができる。</p> <p>(2) 個人情報に係る安全管理措置</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。また、組織の代表者等は、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがり、死者に係る情報についても個人情報と同様、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 苦情及び問い合わせへの対応</p> <p>組織の代表者等は、苦情及び問い合わせに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問い合わせの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(4) 手数料の徴収等</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の利用目的の通知又は保有個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。手数料を徴収する場合とは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内</p>	<p>関する必要な事項を指示しななければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会等から継続等が適当でない旨の意見を述べられたときは、当該臨床研究については、その継続等を許可してはならない。</p> <p>なお、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見が述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の継続等の許可又は不許可を決定しななければならない。</p> <p><趣旨></p> <p>1 (3)に規定する経費の変更であって継続で決定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の種類及びその採取、調製及び移植又は投与の方法に係る変更以外の事項について変更する場合とする。</p> <p>2 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、当該臨床研究の実施計画書について、それぞれの研究機関に設置された倫理審査委員会等の意見を聴いて、許可又は不許可を決定しななければならない。</p> <p>3 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、倫理審査委員会等の意見を聴くに当たっては、当該他の研究機関における審査の状況、インフォームド・コンセントの取得状況等の情報を倫理審査委員会等に提供しななければならない。</p> <p>(5) 重大な事象における措置</p> <p>① 研究機関の長は、3(1)②の規定より研究責任者から重大な事象が報告された場合は、原因の分析を含む対応方針につき、速やかに倫理審査委員会等の意見を聴き、研究責任者に対し、中止その他の必要な措置を講じるよう指示しななければならない。なお、必要に応じ、倫理審査委員会等の意見を聴く前に、研究機関の長は、研究責任者に対し、中止その他の暫定的な措置を講じるよう、指示することができる。</p> <p>(6) 研究責任者からの報告等</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究の進行状況、重大な事象及び報告報告書について、研究責任者から適切な報告を受けるとともに、必要に応じ、聴取することができる。</p> <p>(7) 倫理審査委員会等への報告</p> <p>研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>① ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について、研究責任者から報告を受けた場合、速やかに倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。</p> <p>② 7(2)②の規定により、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見が述べられた場合、これについて講じた改善等の措置について、倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。</p> <p>③ 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに倫理審査委員会等に提出すること。</p> <p>(8) 厚生労働大臣への報告</p> <p>研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。</p>
--	--

<p>見を受け、その原因を分析し、研究責任者に中止その他の必要な措置の指示を与えた上で、厚生労働大臣に速やかに報告すること。</p> <p>② 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(9) 研究責任者への指示</p> <p>研究機関の長は、倫理審査委員会等若しくは厚生労働大臣の意見を受け、又は必要に応じ、研究責任者に対して改善、中止、調査の実施その他の必要な措置を講じるよう、指示するものとする。</p> <p>なお、倫理審査委員会等から当該臨床研究を中止するべきである旨の意見を述べられたときは、その中止を指示しななければならない。</p> <p>(10) 記録等の保存の体制整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録等を、研究責任者が良好な状態で保存できるよう、必要な体制を整えなければならない。</p> <p>(11) 実施計画書の公開</p> <p>研究機関の長は、実施計画書及びヒト幹細胞臨床研究の成果を公開するよう努めるものとする。</p> <p>(12) 研究体制の整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たり、適切な研究体制を整備しななければならない。</p> <p>(12) 厚生労働大臣への報告等の委任</p> <p>採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の施設で実施するヒト幹細胞臨床研究において、(3)の規定により厚生労働大臣の意見を聴く場合、又は、(8)②の規定により厚生労働大臣への報告をする場合には、総括報告書からの申請等をうけた研究機関の長は、その他の研究機関の長の委任を受けて、複数の研究機関を代表して報告等を行うことができる。</p> <p>5. 組織の代表者等の責務</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する責務</p> <p>① 研究機関を有する法人の代表者、行政機関の長等（以下「組織の代表者等」という。）は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにしなければならない。</p> <p>② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に関し、適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機関の長に対し、監督上必要な指示をすることができる。</p> <p>(2) 個人情報に係る安全管理措置</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。また、組織の代表者等は、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがり、死者に係る情報についても個人情報と同様、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 苦情及び問い合わせへの対応</p> <p>組織の代表者等は、苦情及び問い合わせに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問い合わせの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(4) 手数料の徴収等</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の利用目的の通知又は保有個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。手数料を徴収する場合とは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内</p>	<p>① ヒト幹細胞臨床研究における重大な事象について、倫理審査委員会等の意見を聴き、その原因を分析し、研究責任者に中止その他の必要な措置の指示を与えた上で、厚生労働大臣に速やかに報告すること。</p> <p>② 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(9) 研究責任者への指示</p> <p>研究機関の長は、倫理審査委員会等若しくは厚生労働大臣の意見を受け、又は必要に応じ、研究責任者に対して改善、中止、調査の実施その他の必要な措置を講じるよう、指示するものとする。</p> <p>なお、倫理審査委員会等から当該臨床研究を中止するべきである旨の意見を述べられたときは、その中止を指示しななければならない。</p> <p>(10) 記録等の保存の体制整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録等を、研究責任者が良好な状態で保存できるよう、必要な体制を整えなければならない。</p> <p>(11) 実施計画書の公開</p> <p>研究機関の長は、実施計画書及びヒト幹細胞臨床研究の成果を公開するよう努めるものとする。</p> <p>(12) 研究体制の整備</p> <p>研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たり、適切な研究体制を整備しななければならない。</p> <p>5. 組織の代表者等の責務</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する責務</p> <p>① 研究機関を有する法人の代表者、行政機関の長等（以下「組織の代表者等」という。）は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにしなければならない。</p> <p>② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に関し、適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機関の長に対し、監督上必要な指示をすることができる。</p> <p>(2) 個人情報に係る安全管理措置</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。また、組織の代表者等は、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがり、死者に係る情報についても個人情報と同様、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 苦情及び問い合わせへの対応</p> <p>組織の代表者等は、苦情及び問い合わせに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問い合わせの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(4) 手数料の徴収等</p> <p>組織の代表者等は、保有個人情報の利用目的の通知又は保有個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。</p>
--	---

<p>において、その額を定めなければならない。</p> <p>(5) 権限等の委任 組織の代表者等は、(2)から(4)までに規定する権限又は事務を、当該研究機関の長その他の当該研究機関の適当な者に委任することができる。</p> <p>2 研究機関の基準 研究機関は、次に掲げる研究機関において、それぞれ次に掲げる要件を満たすほか、第1章第5に規定する基本原則を進行する体制が整備されていなければならない。</p> <p>(1) ヒト幹細胞の採取を行う研究機関 ヒト幹細胞の採取を行う研究機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞の採取及び保存に必要な衛生上の管理がなされており、採取に関する十分な知識及び技術を有する研究者を有していること。 ② 提供者の人格の保護のための措置がとられていること。 ③ 採取が倫理性を有する場合にあっては、医療機関であること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。 <p>2) 調製機関 調製機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 調製されるヒト幹細胞調製品の特性に応じ、ヒト幹細胞の生存能力を保持しつつ無菌的に調製できる措置及び設備を有していること。 ② ヒト幹細胞の調製及び保存に必要な衛生上の管理がなされており、調製に関する十分な知識及び技術を有する研究者を有していること。 ③ 取り違えがならないような設備・取り扱いの配慮がなされていること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。 ⑤ 不審的な疑念がないよう、調製に從事する研究者への教育及び訓練がなされていること。 <p>(3) ヒト幹細胞を移植又は投与する研究機関 ヒト幹細胞を移植又は投与する研究機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関であること。 ② 十分な臨床的観察及び検査並びにこれらの結果をヒト幹細胞の移植又は投与と関連付けて分析及び評価を行う能力を有する研究者を置き、かつ、これらの実施に必要な機能を有する施設を備えていること。 ③ 被験者の病状に応じて必要な措置を講ずる能力を有する研究者を置き、かつ、そのため必要な機能を有する施設を備えていること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会が設置されていること。 <p>3 倫理審査委員会等 (1) 倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞臨床研究について、倫理的及び科学的観点から総合的に審査できるよう、次に掲げる者を含めて構成されること。ただし、研究者等は含まれないこと。 <p>一 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家 二 ヒト幹細胞臨床研究の対象とする疾患に係る臨床医 三 法務に関する専門家 四 生命倫理に関する意見を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 男女両性により構成され、かつ、複数の外部委員を含むこと。 ③ 審査が公正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されて 	<p>手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その額を定めなければならない。</p> <p>(5) 権限等の委任 組織の代表者等は、(2)から(4)までに規定する権限又は事務を、当該研究機関の長その他の当該研究機関の適当な者に委任することができる。</p> <p>3 倫理審査委員会等 研究機関は、次に掲げる研究機関において、それぞれ次に掲げる要件を満たすほか、第1章第5に規定する基本原則を進行する体制が整備されていなければならない。</p> <p>(1) ヒト幹細胞の採取を行う研究機関 ヒト幹細胞の採取を行う研究機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞の採取及び保存に必要な衛生上の管理がなされており、採取に関する十分な知識及び技術を有する研究者を有していること。 ② 提供者の人格の保護のための措置がとられていること。 ③ 採取が倫理性を有する場合にあっては、医療機関であること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。 <p>(2) 調製機関 調製機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医薬品の製造・試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第17条第1項に定められる水準に達していること。 ② ヒト幹細胞の調製及び保存に必要な衛生上の管理がなされており、調製に関する十分な知識及び技術を有する研究者を有していること。 ③ ヒト幹細胞の取扱いに関して、機関内に専用の作業区域を有していること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。 <p>(3) ヒト幹細胞を移植又は投与する研究機関 ヒト幹細胞を移植又は投与する研究機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関であること。 ② 十分な臨床的観察及び検査並びにこれらの結果をヒト幹細胞の移植又は投与と関連付けて分析及び評価を行う能力を有する研究者を置き、かつ、これらの実施に必要な機能を有する施設を備えていること。 ③ 被験者の病状に応じて必要な措置を講ずる能力を有する研究者を置き、かつ、そのため必要な機能を有する施設を備えていること。 ④ ②に規定する倫理審査委員会が設置されていること。 <p>2 倫理審査委員会等 (1) 倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヒト幹細胞臨床研究について、倫理的及び科学的観点から総合的に審査できるよう、次に掲げる者を含めて構成されること。ただし、研究者等は含まれないこと。 <p>一 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家 二 ヒト幹細胞臨床研究の対象とする疾患に係る臨床医 三 法務に関する専門家 四 生命倫理に関する意見を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 男女両性により構成され、かつ、複数の外部委員を含むこと。
---	--

<p>いること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ その構成、組織及び運営その他ヒト幹細胞臨床研究の審査に必要な手続に関する規則が定められ、公表されていること。 (2) 倫理審査委員会等は、次の事項を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 研究機関の長の意見の求めに応じ、実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、実施等又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ② ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について研究機関の長から報告を受け、留意事項、改善事項、中止等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ③ 上記①及び②に定める留意事項、改善事項等に関する意見に対する研究機関の長からの改善等の報告を受けた場合、速やかにこれを再審査し、実施等又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ④ 研究機関の長から5(6)に規定する重大な事象に係る報告を受けた場合、速やかにこの原因の分析を含む対処方針について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ⑤ 必要と認める場合は、実施している、又は終了したヒト幹細胞臨床研究について、研究機関の長に対して、その適正性及び倫理性を確保するための調査を行うよう求めること。 ⑥ 倫理審査委員会等による審査の過程は、記録を作成し、これを報告書の写しの提出を受けた日から少なくとも10年間保存するとともに、個人情報、研究の進捗性及び知的財産権の保護に支障を生じおそれのある事項を除き公表すること。 <p>第2 厚生労働大臣の意見等 1 厚生労働大臣の意見 (1) 厚生労働大臣は、第1の5(3)又は第1の5(13)による研究機関の長からの意見の求めに応じ、実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、実施等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 研究機関の長は、厚生労働大臣に対し意見を求めるに当たって、次に掲げる書類を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施計画書及び当該実施計画書に添付する資料 ② 倫理審査委員会等における審査の過程及び結果を示す書類 <ol style="list-style-type: none"> ③ 第1の5(1)④に規定する規則 (3) 厚生労働大臣は、第1の5(3)、又は第1の5(13)に基づき意見を求められた場合、当該臨床研究における新規の事項について、倫理的及び科学的観点から、厚生労働大臣の意見を聴くものとする。 <p>2 重大な事象に係る厚生労働大臣の意見 厚生労働大臣は、第1の5(8)①又は第1の5(13)に基づき研究機関の長から報告を受けた場合には、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣の調査 厚生労働大臣は、1(1)及び2の意見を述べるときその他必要があると認める</p>	<ol style="list-style-type: none"> ④ 審査が公正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていること。 ⑥ その構成、組織及び運営その他ヒト幹細胞臨床研究の審査に必要な手続に関する規則が定められ、公表されていること。 <p>(2) 倫理審査委員会等は、次の事項を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究機関の長の意見の求めに応じ、実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、実施等又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ② ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について研究機関の長から報告を受け、留意事項、改善事項、中止等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ③ 上記①及び②に定める留意事項、改善事項等に関する意見に対する研究機関の長からの改善等の報告を受けた場合、速やかにこれを再審査し、実施等又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ④ 研究機関の長から4(5)に規定する重大な事象に係る報告を受けた場合、速やかにこの原因の分析を含む対処方針について、研究機関の長に対して意見を述べること。 ⑤ 必要と認める場合は、実施している、又は終了したヒト幹細胞臨床研究について、研究機関の長に対して、その適正性及び倫理性を確保するための調査を行うよう求めること。 ⑥ 倫理審査委員会等による審査の過程は、記録を作成し、これを報告書の写しの提出を受けた日から少なくとも10年間保存するとともに、個人情報、研究の進捗性及び知的財産権の保護に支障を生じおそれのある事項を除き公表すること。 <p>第2 厚生労働大臣の意見等 1 厚生労働大臣の意見 (1) 厚生労働大臣は、第1の4(3)による研究機関の長からの意見の求めに応じ、実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、実施等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 研究機関の長は、厚生労働大臣に対し意見を求めるに当たって、次に掲げる書類を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施計画書及び当該実施計画書に添付する資料 ② 倫理審査委員会等における審査の過程及び結果を示す書類 <ol style="list-style-type: none"> ③ 第1の7(1)④に規定する規則 (3) 厚生労働大臣は、第1の4(3)に基づき意見を求められた場合、当該臨床研究が次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断するときは、倫理的及び科学的観点から、厚生労働大臣の意見を聴くものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新規のヒト幹細胞又は移植若しくは投与方法を用いているとき。 ② 遺伝子ヒト幹細胞臨床研究の対象となったことがない新規の疾患を対象としてしているとき。 ③ その他厚生労働大臣が必要と認めるとき。 <p>2 重大な事象に係る厚生労働大臣の意見 厚生労働大臣は、第1の4(8)①に基づき研究機関の長から報告を受けた場合には、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣の調査</p>
--	---